

# 矢掛町新型インフルエンザ等対策行動計画



令和8年6月

岡山県矢掛町

## 目次

Ⅰ. はじめに.....	4
Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	5
Ⅲ. 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	12
第1章 実施体制.....	12
第1節 準備期.....	12
第2節 初動期.....	12
第3節 対応期.....	13
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	15
第1節 準備期.....	15
第2節 初動期.....	15
第3節 対応期.....	15
第3章 まん延防止.....	17
第1節 準備期.....	17
第2節 初動期.....	17
第3節 対応期.....	17
第4章 ワクチン.....	19
第1節 準備期.....	19
第2節 初動期.....	22
第3節 対応期.....	24
第5章 保健.....	27
第1節 準備期.....	27
第2節 初動期.....	27

第3節 対応期 .....	27
第6章 物資 .....	28
第1節 準備期 .....	28
第2節 初動期 .....	28
第3節 対応期 .....	28
第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保 .....	30
第1節 準備期 .....	30
第2節 初動期 .....	31
第3節 対応期 .....	31
【用語解説】 .....	34
【脚注】 .....	36

## 1. はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現するものであり、およそ10年から40年の周期で発生している。大半の人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。

また、既知の病原体であっても、ウイルスの変異等により大半の人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするために、国、県、市町村、指定（地方）公共機関、事業者等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国家としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

岡山県では、平成17年に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定後、平成21年、平成24年に改訂し、平成25年4月に施行された特措法施行令等に定められた新たな対策等を盛り込んだ「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を平成25年10月に作成（改訂）した。その後、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」の変更に伴い、平成30年1月に一部改正した。新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、抜本的に改正された政府行動計画に基づき、県行動計画が令和7年1月に改訂した。

矢掛町では、平成26年に矢掛町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定しているが、上記のような国や県の動きを踏まえ、特措法第8条の規定により、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、政府行動計画や県行動計画との整合性を確保しつつ、改めて、町行動計画を定めるものとする。

## II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが、り患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制の許容量を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を町全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- ② 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

科学的知見も視野に入れながら、地理的な条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指す。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、III. において、発生段階ごとに記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民の生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

## II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、町行動計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### 1. 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

### 2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### 3. 関係機関相互の連携協力の確保

矢掛町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、岡山県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

### 4. 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## II-4. 対策推進のための役割分担

## 1. 国・県・町の役割

### 【国】

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援する。

新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

### 【県】

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国から示された基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を決定した上での確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確に対応を行う。

### 【町】

町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国から示された基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を決定した上での確かつ迅速に実施し、自らの区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を、総合的に推進する。

また、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

## 2. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

また、医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

## 3. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### 4. 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要とされている。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めることとされている。

#### 5. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### 6. 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

### II-5. 行動計画の主要 7 項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「（1）

実施体制」、「(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション」、「(3) まん延防止」、「(4) ワクチン」、「(5) 保健」、「(6) 物資」、「(7) 町民の生活及び地域経済の安定の確保」の7項目に分けて立案している。項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

#### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全町的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、町全体の危機管理の問題として取り組む。

このため、町は、県、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが必要である。

町は、国が特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合は、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに町長を本部長とする町対策本部を設置し、必要な対策を行う。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、町は、行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見等を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見等を適宜適切に聴取する。

#### (2) 情報収集・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等（以下「偽・誤情報」という。）が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民等、県、他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

#### (3) まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながるとともに、流行のピーク時の受診患者数等

を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

#### (4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、町は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備を行う。

#### (5) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

#### (6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

このため、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握のために必要な体制を整備する。また、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

(7) 町民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの町民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われて  
ている。また、本人のり患や家族のり患等により、町民の生活及び経済の大幅な縮小と停滞を  
招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民の生活及び経済への影響を最小限とできる  
よう、町は、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者と連携しながら、特措法に基づ  
き事前に十分準備を行う。また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じ  
て、国、県等と連携して働きかける。

### Ⅲ. 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

#### 第1章 実施体制<sup>1</sup>

##### 第1節 準備期

###### 1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

###### 1-2. 町行動計画等の作成及び体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者の他、学識経験者の意見を聴く<sup>2</sup>。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保を行うとともに、有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

##### 第2節 初動期

###### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合<sup>3</sup>及び県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

###### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>4</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について、所要の準備を行う。

---

### 第3節 対応期

#### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

---

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

---

- ① 町は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、県を通じて国に対し、職員の派遣を要請する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等のまん延により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>5</sup>を要請する。
- ③ 町は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援を求める<sup>6</sup>。

##### 3-1-2. 必要な財政上の措置

---

町は、国からの財政支援<sup>7</sup>を有効に活用するとともに、財源を確保<sup>8</sup>し、必要な対策を実施する。

#### 3-2. 緊急事態措置の検討等について

---

##### 3-2-1. 緊急事態宣言の手続

---

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに対策本部を設置する<sup>9</sup>。町は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>10</sup>。

#### 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

---

##### 3-3-1. 対策本部の廃止

---

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく対策本部を廃止する<sup>11</sup>。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>12</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

##### 1-1-1. 情報提供・共有について

町は、広報紙、町ホームページ、SNSなどで、町民が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、有用な情報源として認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、国からの要請を受けてのコールセンター等の設置をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

### 第2節 初動期

#### 2-1. 情報提供・共有について

町は、国、県及び他の市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行うため、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有とともに町民からの相談受付等を実施する。

#### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

#### 2-3. 誹謗中傷及び偏見・差別への対応

町は、正しい情報に基づく啓発を行い、誹謗中傷や誤情報、風評被害防止に努める。また、医療機関への過剰な不安から受診控えが起こることのないよう、適切な受診継続を呼びかける。さらに、誤情報には科学的根拠に基づく正確な情報を提供し、町民が正しい情報を得られるよう対応する。

### 第3節 対応期

### 3-1. 情報提供・共有について

---

町は、町民に対して必要な情報提供、相談受付等を継続する。

### 3-2. 基本の方針

---

#### 3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

---

町は、コールセンター等を継続して設置する。

## 第3章 まん延防止<sup>13</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県が設置する相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から町民の理解促進を図る。

### 第2節 初動期

#### 2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 3-1. 患者や濃厚接触者への周知

町は、国や県と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等について周知・広報する。

#### 3-2. 患者や濃厚接触者以外の町民に対する情報提供等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取り組みを勧奨する。

#### 3-3. 事業者や学校等に対する要請

町は、県の要請内容を町内事業者や学校等へ情報共有するとともに、町の事業及び町有施設等の対応を行う。

また、県と連携し、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることができるよう情報提供を行う。

## 第4章 ワクチン<sup>14</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、表1を参考に、接種を実施する場合に速やかに資材を確保するため、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行う。

**表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材**

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 <p>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧計等</li> <li>・ 静脈路確保用品</li> <li>・ 輸液セット</li> <li>・ 生理食塩水</li> <li>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> </ul>	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

## 1-2. ワクチンの供給体制

---

町は、実際にワクチンを供給するに当たり、随時事業者を把握するほか、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

## 1-3. 接種体制の構築

---

### 1-3-1. 接種体制

---

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

### 1-3-2. 特定接種

---

- ① 町は、国からの周知等があった場合、国が定める基準に該当する事業者の登録業務に協力する。
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する地方自治体を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

### 1-3-3. 住民接種

---

迅速な予防接種等を実現するため、平時から次の（ア）から（ウ）までの準備を行う。

- （ア） 町は、国等の協力を得ながら、居住する者が速やかにワクチン接種できる体制を構築する<sup>15</sup>。

次の事項について、医師会等と連携の上、検討を行うとともに、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう検討する。

- i 接種対象者数（表2参照）
- ii 人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定

- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県、市町村間及び医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する町民への周知方法

**表2 接種対象者の試算方法の考え方**

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者*	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・ 高校生相当	人口統計 （6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の 人数を除いた人数	H	A- (B+C+D+E1+E2+F+G)=H

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- (イ) 町は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を締結する等、町外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 町は、町民が速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所・接種の時期の周知、予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

---

## 1-5. 情報提供・共有

---

### 1-5-1. 町民への対応

町は、定期的予防接種について、被接種者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & Aの提供など、双方向的な取組を進める。

---

## 第2節 初動期

---

### 2-1. 接種体制

---

#### 2-1-1. 接種体制の準備

町は、国が特定接種又は住民接種の実施を見据えて整理した、接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。

---

#### 2-1-2. 早期の情報収集

町は、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を国及び県から収集する。

---

#### 2-1-3. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

また、効率的な接種の観点から、県が広域的な接種の実施体制の構築について検討及び調整を行う場合、必要な協力を行う。

---

#### 2-1-4. ワクチンの接種に必要な資材

町は、表1に記載する資材について、適切に確保する。

---

### 2-2. 接種体制

---

#### 2-2-1. 特定接種

---

町は、医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

## 2-2-2. 住民接種

- ① 町は、接種を速やかに開始できるよう、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣市町村、県、医療機関、健診機関等と接種を実施する医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種を実施する医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議する。
- ③ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村又は県の介護保険部局、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ④ 町は、医療機関等以外に臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、運営要員の確保を進めるとともに、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

なお、医療機関等以外に臨時の接種会場を設ける場合、医療法に基づく診療所開設の許可等を受ける。

- ⑤ 町は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者が接種会場に赴かないよう広報等を行い注意喚起する。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、医療機関及び接種者に対し、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑥ 接種会場での救急対応について、町は、被接種者にアナフィラキシーショック等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品について表1を参考に準備を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、医師会等の地域の医療関係

者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、適切な連携体制を確保する。

- ⑦ 町は、接種会場における感染性廃棄物の処理のため、廃棄物処理業者の選定を進める。
- ⑧ 接種会場における感染予防の観点から、接種経路の設定に当たって、町は、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保するとともに、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

---

### 第3節 対応期

#### 3-1. ワクチン及び必要な資材の供給

---

- ① 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 町は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じ、国からの要請を受けた場合、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。

#### 3-2. 接種体制

---

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

##### 3-2-1. 特定接種

---

###### 3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

### 3-2-2. 住民接種

---

#### 3-2-2-1. 予防接種の準備

町は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

#### 3-2-2-2. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

#### 3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

#### 3-2-2-4. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村又は県の介護保険部局や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-5. 接種記録の管理

町は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

### 3-3. 情報提供・共有

---

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種状況、接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）、相談窓口（コールセンター等）の連絡先に加え、国が提供する予防接種に係る有効性・安全性に関する情報について住民へ周知を行うとともに、接種に係る差別等の防止について啓発を行う。
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を検討する。

- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 1-1. 医療提供体制の整備

町は、新型インフルエンザ等の対応を行う医療機関において、必要に応じて、準備状況について確認を行う。

### 第2節 初動期

#### 1-1. 医療提供体制の確保

町は、県からの依頼をふまえ、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について町民等に周知を行う。また、必要に応じて、矢掛町保健センターを活用する。

### 第3節 対応期

#### 1-1. 主な対応業務の実施

##### 1-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

##### 1-1-2. 医療体制及び受診方法の周知

町は、県からの依頼をふまえ、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について町民等に周知を行う。

## 第6章 物資<sup>16</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等<sup>17</sup>

町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>18</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>19</sup>。

### 第2節 初動期

#### 2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

#### 2-2. 円滑な供給にむけた準備

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の市町村や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資および資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

### 第3節 対応期

#### 3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

町は新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置状況を確認する。

#### 3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の市町村や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

## 第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保<sup>20</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな者、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3. 物資及び資材の備蓄<sup>21</sup>

① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節に規定する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>22</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>23</sup>。

② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>24</sup>等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（福祉介護課、関係部局）

---

## 第2節 初動期

### 2-1. 遺体の火葬・安置

町は、国から県を通じて要請があった場合、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（町民課）

---

## 第3節 対応期

### 3-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

#### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>25</sup>等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。搬送、死亡時の対応については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」に応じて対応する。また、国から方針が示された場合は、町民や関係機関への周知等を行う。

#### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>26</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育課）

#### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、

買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>27</sup>。

#### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

---

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるとして、特措法第56条の規定に基づく埋葬及び火葬の特例が設けられた場合、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

#### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

---

##### 3-2-1. 事業者に対する支援

---

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

### 3-2-2. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

---

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。（上下水道課）

## 【用語解説】

※アイウエオ順

○感染症法	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）の通称。感染症の発生を予防し、まん延を防止することで、公衆衛生の向上と増進を図ることを目的としている。</p>
○緊急事態宣言	<p>新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。</p>
○緊急事態措置	<p>特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。</p> <p>国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。</p>
○業務継続計画	<p>不足の事態が発生しても、重要な業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。</p>
○コールセンター	<p>新型インフルエンザ発生時に、相談に応じる窓口。</p>

○相談センター	<p>新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるため、県が設置する電話窓口。</p>
○登録業務	<p>感染症発生時に事業者が実施すべき業務や、感染症発生時の業務継続計画に関する情報を含んだもの。事業者は感染症の感染者が発生した場合でも、サービスの提供を継続するための準備を行い、感染症拡大防止に努めることや感染症発生時には保健所への報告を迅速かつ適切な対応が求められる。</p>
○特定新型インフルエンザ等対策	<p>特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるもの。</p>
○特定接種	<p>特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。</p>
○パンデミック	<p>感染症の世界的大流行のこと。</p>

## 【脚注】

- 1 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）
- 2 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。
- 3 特措法第15条
- 4 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項
- 5 特措法第26条の2第1項
- 6 特措法第26条の3第2項及び第26条の4
- 7 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項
- 8 特措法第70条の2第1項。新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。
- 9 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。
- 10 特措法第36条第1項
- 11 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条
- 12 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。
- 13 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

- 14 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。
- 15 予防接種法第6条第3項
- 16 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）
- 17 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。
- 18 特措法第10条
- 19 特措法第11条
- 20 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）
- 21 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。
- 22 特措法第10条
- 23 特措法第11条
- 24 「保健に関するガイドライン」P21-23 「（参考）要配慮者への対応」を参照。
- 25 「保健に関するガイドライン」P21-23 「（参考）要配慮者への対応」を参照。
- 26 特措法第45条第2項
- 27 特措法第59条